

## 1. ひとり親家庭向けの相談窓口について

母子・父子自立支援員	ひとり親家庭や寡婦の方の相談を受けています。仕事・子育て・手当・貸付の悩みなど、一緒に解決方法を探ります。【子ども支援課子ども応援係（本庁舎6階1番窓口） TEL:21-9038】
母子等専門相談員 （弁護士相談）	弁護士が無料で法律相談を受けます。月に1、2回、リモートで相談します。 ※事前に母子・父子自立支援員への相談が必要。【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】
夜間相談窓口（8月）	児童扶養手当現況届の時期（8月）にあわせ、ひとり親を対象とした夜間相談窓口を数日開いています。【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】

## 2. 制度について

	制度の名称	内 容
生活	児童扶養手当	父又は母と生活をともにできない子どもを養育する家庭の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るために支給されます。（所得制限等あり） 【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】
	母子家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の医療保険制度の自己負担の一部を助成する制度です。（所得制限等あり） 【国保・年金課国保・年金係（本庁舎1階） TEL:21-9061】
	城崎温泉入浴料の減免 （※城崎地域に住所を有する方限定）	ひとり親家庭で、合併前の城崎郡城崎町の区域に住所を有する方は、城崎温泉の外湯（一の湯、地蔵湯、御所の湯、鴻の湯、まんだら湯、柳湯、さとの湯）入浴料が減免されます。1人1回大人60円、子ども30円で入浴できます。事前手続きが必要です。 【城崎振興局城崎温泉課 TEL:21-9070】
	保育料の負担軽減	ひとり親家庭は保育料が軽減される場合があります。離婚などで世帯状況が変わった際には手続きが必要です。（所得制限等あり） 【幼児育成課幼保運営係（本庁舎6階4番窓口） TEL:22-4452】
	ファミリーサポートセンター	一時的な子どもの預かり、送迎等、子育ての援助を必要としている方が利用できます。利用料あり。事前の登録等が必要です。 【子ども未来課子ども政策係（本庁舎6階3番窓口） TEL:21-9118】
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活、資格取得、進学等に必要な資金を、無利子又は低利子で貸付を行います。貸付を受けるためには事前に相談と審査が必要です。 【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】
仕事	母子父子自立支援プログラム	ひとり親家庭の親が転職・就職を目指すために、目標達成のためのプログラムを策定し、支援員が随伴支援を行います。【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】
	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、就職やスキルアップのために、雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座を受講した場合、講座終了後に受講料の6割（上限20万円）を支給します。雇用保険の教育訓練給付制度の受給資格がある方は差額を支給します。 ※事前相談が必要です。【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】
	高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の親が、経済的自立を目指し看護師等の国家資格等の取得のために、養成機関で6か月以上修業する場合、修業期間中に訓練促進給付金を支給します。課税世帯月70,500円、非課税世帯月100,000円支給（最終年限は増額します）。 ※事前相談が必要です。【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】
	JR通勤定期の割引	児童扶養手当受給世帯の同一世帯員は、JR通勤定期を3割引で購入できます。ただし、バスや他の鉄道については対象外です。【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】
教育	就学援助制度	経済的な理由によって小・中学校への就学が困難な場合は、学用品費・給食費・修学旅行費等の援助が受けられます。（所得制限等あり） 【在学する学校 または 学校教育課学務係（本庁舎6階7番窓口） TEL:23-1451】
	高等学校等就学支援金	高校等の授業料の支援として、国公立問わず、一定所得未満の世帯は支給を受けられます。【在学する学校へお問い合わせください。】
	高校生等奨学給付金	高校等の授業料以外の教育費の支援として、市町村民税所得割が非課税である世帯は給付を受けられます。【在学する学校へお問い合わせください。】
	給付型奨学金 （日本学生支援機構）	大学、短大、専門学校などへの進学の際に、給付型奨学金や授業料の減免等の制度を受けることができる場合があります。【在学する学校へお問い合わせください。】
	※ 学費に関しては色々な支援制度があるため、お悩みの際は、母子・父子自立支援員にご相談ください。	

その他	みらい応援制度	豊岡市が実施している文化芸術イベントを中心に、ひとり親家庭の中学生以下の子ども（同伴の保護者等含む）が無料で参加できる制度です。 【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】				
	ひとり親控除 (所得税 35 万円 住民税 30 万円)	納税者がひとり親であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。 <table border="1" data-bbox="475 309 1471 421"> <tr> <td>事実上婚姻関係等と同様の事情にないこと。</td> <td>生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいること。</td> <td>合計所得金額が500万円以下であること。</td> </tr> </table> 【豊岡税務署 または 税務課市民税係（本庁舎1階） TEL:21-9045】	事実上婚姻関係等と同様の事情にないこと。	生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいること。	合計所得金額が500万円以下であること。	
	事実上婚姻関係等と同様の事情にないこと。	生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいること。	合計所得金額が500万円以下であること。			
	離婚時の年金分割	婚姻期間中の夫婦の厚生年金記録の標準報酬の合計を分割する制度です。請求期間は、離婚日以降、2年以内。【合意分割】共働きだが収入に差がある場合等で、合意が得られる場合にできる。【3号分割】第3号被保険者（主婦等）の期間がある場合、合意なしで手続きできる。【豊岡年金事務所 TEL:22-0948】				
	離婚後の財産分与 (民法第768条)	離婚後の財産分与は、請求期限が、離婚成立後2年以内。 【子ども支援課子ども応援係 母子・父子自立支援員 TEL:21-9038】				
養育費に関する公正証書等作成費補助金	養育費の取り決めにかかる公正証書等作成費用を補助します。 ※事前相談が必要です。【子ども支援課子ども応援係 TEL:21-9038】					

### 3. 相談先について

相談内容		主な相談先
子どものこと	保育施設の利用・保育料	・幼児育成課幼保運営係（本庁舎6階4番窓口） TEL:22-4452
	放課後児童クラブ	・幼児育成課幼児保育係（本庁舎6階5番窓口） TEL:29-0053
	ファミリーサポートセンター	・ファミリーサポートセンター事務局（大手町4-5 アイティ4階） TEL:21-9088 ・子ども未来課子ども政策係（本庁舎6階3番窓口） TEL:21-9118
	子どもや家庭の悩み、相談	・子ども支援センター（大手町4-5 アイティ7階） TEL:21-9003 ・【県】豊岡子ども家庭センター（正法寺446） TEL:22-4314
	仲間づくり、遊び場、相談等	・子育て総合センター（大手町4-5 アイティ4階） TEL:21-9145 ※城崎、竹野、日高、出石、但東にもそれぞれ子育てセンターがあります。
	健康や母子保健、予防接種、食育	・子ども未来課おやこ保健係（本庁舎6階2番窓口） TEL:24-9604
お金のこと	借金 消費者問題	・消費生活センター（本庁舎1階） TEL:21-9001 ・【県】但馬消費生活センター（幸町7-11 但馬県民局） TEL:23-0999
	学費、進学費用等	・母子・父子自立支援員（子ども支援課子ども応援係） TEL:21-9038 ※給付型奨学金や貸付金等
	年金	・日本年金機構豊岡年金事務所（泉町4-20） TEL:22-0948
	養育費	相談
手続		・豊岡公証役場（寿町2-20） TEL:22-0796 ※公正証書作成 ・神戸家庭裁判所豊岡支部（京町12-81） TEL:22-2881 ※調停申立等 ・民間の保険会社 ※未払養育費の立替など、養育費保証制度を扱う会社が数社あります。
住まいのこと（市営住宅、県営住宅）		・建築住宅課住宅管理係（本庁舎5階） TEL:21-9018

※市以外の組織が実施している事業内容や連絡先などについては、不足や相違がある場合があります。